

斜里町下水処理場・斜里郡3町終末処理場維持管理業務委託
事業公募型プロポーザル実施要領

令和 5年11月

斜里町 産業部水道課

斜里町下水処理場・斜里郡３町終末処理場維持管理業務委託事業公募型プロポーザル実施要領

１．業務概要

（１）業務名称

斜里町下水処理場・斜里郡３町終末処理場維持管理業務委託

（２）業務委託執行場所

斜里郡斜里町以久科北２７番地他

（３）公共施設等の管理者の名称

斜里町長及び斜里郡３町終末処理事業組合管理者 山 内 浩 彰

（４）業務目的

本業務は、委託者が整備し所管する下水道及びし尿処理施設の維持管理業務に関する各種業務について、受託者の創意工夫を促し効率的な事業運営が実現できるよう、性能規定・複数年契約で、包括的に委託するものであり、委託者と受託者との協同作業により、施設運用の技術力を築き上げ、維持管理レベル・向上とともに業務の効率化を図ることを目的とする。

（５）本業務の対象施設及び対象業務

別添の「斜里町下水処理・斜里郡３町終末処理場維持管理業務委託一般仕様書」「斜里町下水処理場維持管理業務委託特記仕様書」「斜里郡３町終末処理場維持管理業務委託特記仕様書」を参照。

（６）委託期間

本業務は令和６年４月１日から令和９年３月３１日までの３年間とする。なお、委託契約締結の日から令和６年３月３１日までは業務準備期間とし、事業者は委託者及び前受託者より業務の引継ぎを受け、業務の習熟に努めるものとする。

業務実施スケジュールは表１-１のとおり予定している。

表１－１ 業務実施スケジュール

項目	スケジュール
契約の締結	令和６年２月
業務準備期間	令和６年３月１日～令和６年３月３１日
業務実施期間	令和６年４月１日～令和９年３月３１日（３年間）
契約終了	令和９年３月３１日

(7) 許認可等の取得に関する事項

本業務実施に関し、許認可等の申請・届出は委託者が行うが、書類等の作成に当たって、受託者は委託者を支援すること。受託者が自ら行うべき申請・届出については、委託者は受託者を支援する。

(8) 法令等の遵守

受託者は、本業務の実施に当たって、下水道法、その他の関係する法令、条例、規則、基準等を遵守しなければならない。

2. プロポーザル参加に関する条件等

(1) 参加者の構成等

参加者の構成等は次のとおりとする。なお、一部業務の再委託については発注者の了解を得た上で認める。

- ① 参加者は単独企業又は複数の企業により構成される共同企業体とする。
- ② 共同企業体を構成する企業（以下「構成員」という。）の数は2者以内とする。
共同企業体は構成員の中から代表企業1者を定め、代表企業がプロポーザル参加の申請及び手続きを行う。
- ③ 共同企業体は参加表明書及び参加資格確認書類の提出時に、代表企業及びその他の構成員の企業名並びに各々が携わる業務を明らかにすること。

(2) 参加資格要件

参加者は次に掲げる要件をすべて満たすこと。共同企業体を結成する場合は、別紙「斜里町下水処理場・斜里郡3町終末処理場維持管理業務委託における共同企業体の取り扱いについて」に示す取り扱いとする。

- a) 令和5年度斜里町建設工事等入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- b) 共同企業体を構成する企業（以下「構成員」という。）の数は2者以内とするが、構成員は本業務の実施に関して各々適切な役割を担う必要がある。共同企業体は構成員の中から代表企業1者を定め、代表企業がプロポーザル参加の申請及び手続きを行う。
- c) 次の法律の規定による申立てがなされていない者であること。
 - 1) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条及び改正前の会社更生法（昭和27

- 年法律第172号) 第30条の規定による更生手続開始の申立て(ただし、更生手続開始の決定を受けている場合を除く。)
- 2) 民事再生法(平成11年法律第225号) 第21条の規定による再生手続開始の申立て(ただし、再生手続開始の決定を受けている場合を除く)
- d) 参加表明書の提出期限までに、次に掲げる条件を満たす者であること。
- 1) 下水道法(昭和33年法律第79号)に基づく分流式の終末処理場又はポンプ場の維持管理業務を受注し、元請として平成26年4月以降、継続して3年以上の業務履行実績があること。
 - 2) 代表企業は、国内で平成26年4月1日から令和5年3月31日までの期間に、下水道法(昭和33年法律第79号)に基づく分流式の終末処理場又はポンプ場等の包括的民間委託(公益社団法人日本下水道協会発行「処理場等包括的民間委託導入ガイドライン」に示されるレベル2.0と同等以上)において、共同企業体の代表者として受託実績があること。
- e) 次にあげる条件を満たす者を業務実施場所に配置できる者であること。
- 1) 下水道管理技術認定(処理施設)資格者若しくは下水道技術検定第3種の資格を有する者。
 - 2) 危険物取扱主任者(甲種又は乙種第4類)の資格を有する者。
 - 3) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の資格を有する者。
 - 4) 玉掛技能資格を有する者。
 - 5) し尿処理施設技術管理者の資格を有する者。
 - 6) 特定化学物質等作業主任者の資格を有する者。
 - 7) 2級ボイラー技士の資格を有する者。
 - 8) 機械設備、電気計装設備の知識経験及び技能を有する者。
 - 9) 水質分析の知識経験及び技能を有する者。
- f) 地方自治法施行令第167条の4規定のほか、次の各号に該当しない者
- ① 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年を経過しない者又は本プロポーザル参加前6ヶ月以内に手形を不渡りした者。
 - ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- g) 同一人が代表者となっている法人等は、重複して本プロポーザルに参加することが出来ないものとする。
- f) 単独事業者及び共同企業体構成員はオホーツク管内に本社、支店、営業所のいずれかを有する者とする。

(3) 参加資格確認基準日

参加者は、上記(2)に示す参加者要件を満たすことを証明するため、参加資格の確認を受けなければならない。参加資格の確認基準日は、参加表明書及び参加資格確認書類の提出締切日 令和5年12月22日とする。

(4) 参加者が参加資格を喪失した場合の取扱い

参加者である単独企業並びに共同企業体の代表企業が、委託契約の締結日までの間に参加資格を欠くにいたった場合、当該単独企業並びに共同企業体は失格とする。

また、代表企業以外の構成員が資格喪失した場合は、当該企業は失格とする。この場合当該企業が請負、又は受託する予定であった業務について新たに参加資格の確認を受けた上で、構成員の役割分担の変更又は構成員の追加を認める。

(5) 契約上限価格

本業務の契約上限価格は次のとおりである。

360,786,000円(税込み)

(6) 募集に関する留意事項

1) 公正な募集の確保

参加者は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に接触する行為を行ってはならない。

2) 募集の取りやめ等

発注者は、次の場合には、当該参加者を参加させず、又は募集の延期もしくは中止することがある。この場合、参加者が損害を受けることがあっても、発注者は、その賠償の責を負わない。

- ① 参加者が連合し又は不穏の行動をなす等、募集を構成に執行することができないと認められるとき。
- ② 天災その他やむを得ない理由により、適正な募集が行えないと認められるとき。

3) 応募の無効

提出期限までに参加表明書を提出しなかった場合及び参加資格確認で資格要件を満たしていなかった場合は、応募は無効とし企画提案書を提出できない。

4) 募集説明書等の承認

参加者は、「参加表明書」の提出をもって、募集説明書等の記載内容を承諾したものとみなす。

5) 費用負担

参加表明書及び企画提案書の作成及び提出に係る費用は、参加者の負担とする。

6) 提出書類の取扱い

a) 著作権

参加者からの提出書類に含まれる著作物の著作権は、当該参加者に帰属する。ただし、公表、展示その他発注者が本業務に関し必要と認める用途に用いるときは、発注者は必要な範囲でこれを無償で 사용할 ことができる。この場合参加者の技術・商業上のノウハウは公表しない。

b) 提出書類の返却等

参加者からの提出書類は返却しない。また、提出期限以降における修正、差し替え又は再提出は、発注者が指示をした場合を除き認めない。

c) 確認書類の提出

提出書類の内容を確認するため、確認書類（契約書、証明書の写し等）の提出を求めることがある。

d) 提出書類の無効

提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該参加表明書又は技術提案書を無効とするとともに虚偽の記載をした者に対して指名停止を行うことがある。

7) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法等を使用したことにより生じる責任は、特段の定めがある場合を除き、当該提案を行った参加者が負う。

8) 提供資料の取扱い

発注者が提供する資料は、本業務に関する検討以外の目的で使用してはならない。また、本業務に係る検討の範囲であっても、発注者の了承を得ることなく、第三者にこれを使用させたり、又は内容を提示したりしてはならない。

9) その他

発注者は募集説明書等に定めるものの他、募集の実施に関して必要な事項が生じた場合には、本業務に係るホームページを通じて参加者に通知する。

3. 募集及び選定等の日程

募集公告から契約締結までの日程は、表3-1のとおり予定している。ただし、応募書類の提出状況、審査の進捗状況及び天候不順等により変更となる場合がある。

表3-1 事業者の募集及び選定の日程（予定）

項 目	日 程
募集告示及び募集説明等の公表	令和5年11月29日
現地見学	令和5年12月1日～12月15日
資料閲覧	令和5年12月1日～12月15日
関係書類等に関する質問の受付	令和5年12月1日～12月15日
参加表明書、参加資格確認書類の受付締切り	令和5年12月22日
参加資格確認結果の通知	令和5年12月28日
技術提案書の受付締切り	令和6年1月26日
プレゼンテーション及びヒアリングの実施	令和6年2月9日
選考結果の通知	令和6年2月中旬
審査結果公表	令和6年2月中旬
詳細協議※1	令和6年2月下旬
契約事業者の選定※2	令和6年2月下旬

※1 詳細協議

契約候補者は、最終提案書の作成及び契約書を締結するまでの諸条件について、町との間で詳細協議をすすめるものとする。

※2 契約事業者の選定

契約候補者は、町との詳細協議が整えば契約を締結し、契約事業者となる。
契約候補者との協議が整わない場合には、次点候補者と詳細協議を行い、契約事業者を選定する。なお、契約までの費用については、契約候補者または次点候補者の負担とする。

4. 募集に関する手続き等

（1）現地確認

現地確認は、以下のとおり実施する。参加を希望する者は、所定の手続きにより事前に申込みをすること。

1) 実施日時

令和5年12月1日～12月15日

2) 実施場所

斜里下水終末処理場他

3) 申込方法

現地見学参加申込書（様式1）に必要事項を記入し、電子メール及びFAXにより「7. 本業務に関する問合せ先」宛に申し込むこと。その他の方法による申し込みは認めない。電子メール及びFAXの件名は「現地見学参加申込」とし、着信確認は送信者の責任において行うこと。

(2) 資料閲覧

参加者に対して、以下のとおり施設確認及び資料閲覧の期間を設ける。希望する者は、所定の手続きにより事前に申込みをすること。

1) 実施期間

令和5年12月1日～12月15日までの期間において、希望者の希望日時を参考に発注者が調整、指定した日時とする。

2) 閲覧場所

資料閲覧：斜里町役場 産業部 水道課事務室

及び斜里下水終末処理場内事務室（斜里町字以久科北27番地）

3) 申込方法

「資料閲覧申込書」に必要事項を記入し、電子メール及びFAXにより申し込むこと。その他の方法による申し込みは認めない。電子メール及びFAXの件名は「資料閲覧申込」とし、着信確認は送信者の責任において行うこと。

4) 閲覧資料

閲覧可能な資料は下記のとおりである。

- ①対象施設の諸元資料
- ②対象施設の維持管理資料
- ③積算諸条件根拠資料

(3) 関係書類等に関する質問の提出

関係書類等の内容に関して質問がある場合は、以下のとおり提出すること。

1) 提出期間

令和5年12月1日～12月15日

2) 提出方法

「関係書類等に関する質問書」に必要事項を記入し、電子メール及びFAXにより「7. 本業務に関する問合わせ先」宛に提出すること。その他の方法による提出は認めない。電子メール件名は「募集説明書等に関する質問」とし、着信確認は送信者の責任において行うこと。

(4) 関係書類等に関する質問への回答公表

関係書類等に関する質問は、令和5年12月1日～12月22日の間に本業務に係るホームページで公表する。ただし、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関する質問については、当該質問者のみに書面により回答する。また、回答の公表に当たっては質問者を匿名化する。

(5) 参加表明書及び参加資格確認書類の提出

参加者は「参加表明書」とともに参加資格確認書類を下記の通り提出すること。

1) 提出期間

令和5年12月15日～令和5年12月22日まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く9時から17時まで）

2) 提出方法

「7 本業務に関する問合せ先」宛に持参により提出すること。その他の方法による提出は認めない。代理人により提出する場合は、提出時に委任状（様式16）を併せて持参すること。

3) 提出書類

「6. (4) 参加表明時の提出書類」を参照のこと。

(6) 参加資格確認結果の通知

参加資格の確認結果は、令和5年12月28日までに、参加者に対して電子メール及

び書面にて通知する。この場合において、参加資格がないと認めた参加者に対しては、その理由を付記して通知する。

(7) 技術提案書類の提出

参加者は「技術提案書類提出届」とともに技術提案書を以下の通り提出すること。

1) 提出期間

令和5年12月28日～令和6年1月26日まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く9時から17時まで）

2) 提出方法

「7. 本業務に関する問合せ先」宛に持参により提出すること。その他の方法による提出は認めない。代理人により提出する場合は、提出時に「委任状」を併せて持参すること。

3) 提出方法

「6. (5) 技術提案書類提出時の提出書類」を参照のこと。

(8) 応募の辞退

参加表明書の提出以降、技術提案書の提出期限まで随時応募を辞退することができる。応募を辞退する場合は、令和6年1月26日まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く9時から17時まで）に「辞退届」を「7. 本業務に関する問合せ先」宛に持参により提出すること。その他の方法による提出は認めない。代理人により提出する場合は、提出時に「委任状」を併せて持参すること。

5. 受託者の決定等

(1) 委員会の設置

発注者は技術提案書等の審査を専門的見地に基づいて実施するため、「審査委員会」（以下、「委員会」という。）を設置している。

委員会の委員は、斜里町職員により構成している。なお、参加者が募集公告から優秀提案者の選定までの間に、本業務について委員に対して直接または間接を問わず接触を試みた場合、当該参加者は参加資格を失うことがあるので留意すること。

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

委員会及び発注者は、技術提案書等の審査に当たって、提案内容の確認等のために、参加者に対してプレゼンテーションを求め、ヒアリングを実施する。日時、場所、ヒアリング内容等の詳細については、事前に参加者に通知する。

(3) 優先交渉権者の決定

委員会があらかじめ定めた提案評価基準に基づき、委員会及び発注者の審査により優秀提案者を選定する。

当該優秀提案者の選定結果を踏まえ、発注者は優先交渉権を決定し契約交渉を行う。審査は、参加資格の確認及び技術提案者の審査により実施する。審査の詳細については、別冊の提案評価基準を参照のこと。

(4) 選考結果の通知等

発注者は、選考結果を参加者に速やかに通知（令和6年2月中旬）するとともに、本業務に係るホームページ（「7. 本業務に関する問合せ先」参照）で公表する。なお、電話等による問合せには一切応じない。

また、委員会における審査結果は、取りまとめて速やかに公表（令和6年2月中旬）するが、この際、優秀提案者以外の参加者の提案に係る審査結果については、当該参加者が特定できないよう、可能な範囲で配慮する。

(5) 参加者がいない場合の取扱い

参加者がいない場合、発注者はその旨を速やかに本業に係るホームページ（「7. 本業務に関する問合せ先」参照）で公表する。

(6) 参加者が1者であった場合の取扱い

参加者が1者であった場合も提案評価基準に従い審査を行う。

(7) 契約手続き

1) 業務契約の締結

発注者は、優先交渉権に見積の提出を求めるとともに契約交渉を行い、業務契約を締結する。

2) 優先交渉権者が業務契約を締結しない場合

発注者は、優先交渉権者が業務契約を締結しないときは、技術提案審査結果の上位から順に契約交渉を行う場合もある。

6. 提出書類

(1) 現地見学会参加申込時の提出書類

説明会及び現地見学会の参加を申し込む時は、以下に示す書類を1部提出すること。

表6-1 現地見学会参加申込時の提出書類

提出書類	様式	作成要領等
現地見学会参加申込書	様式1	提出は任意（希望者のみ提出）

(2) 施設確認及び資料閲覧申込時の提出書類

施設確認及び資料閲覧を希望する時は、以下に示す書類を1部提出すること。

表6-2 資料閲覧申込時の提出書類

提出書類	様式	作成要領等
資料閲覧申込書	様式2	提出は任意（希望者のみ提出）

(3) 募集説明等に関する質問時の提出書類

募集説明書等に内容に関して質問がある時は、以下に示す書類を提出すること。

表6-3 関係書類等に関する質問時の提出書類

提出書類	様式	作成要領等
関係書類等に関する質問書	様式3	提出は任意（希望者のみ提出） 質問は様式1枚につき1件とするので、質問が複数ある場合は、様式を複写して用いること。

(4) 参加表明時の提出書類

プロポーザルへの参加を表明する時は、以下に示す書類を1部提出すること。

表6-4 参加表明時の提出書類

提出書類	様式	作成要領等
参加表明書	様式4-1	・単独企業用 ・必要事項を漏れなく記載し、必ず押印すること。

	様式 4 - 2	・共同企業体用 ・必要事項を漏れなく記載し、必ず押印すること。 ・合わせて、共同企業体協定書の写し及び委任状の写しを添付すること。
登記簿謄本	—	募集公告日以降に交付されたもの。
定款		最新のもの。
会社概要		最新のもの。
営業所表	様式 5	最新のもの。
業者登録確認書類		下水道処理施設維持管理業者登録を確認できる書類
下水道終末処理場の維持管理業務の実施実績	様式 6	履行した実績を確認できる契約書の鑑の写しを添付すること。
配置予定従業者調書 (業務実施体制)	様式 7	・必要事項を漏れなく記載すること。 ・配置予定業務責任者、副責任者及び従業者が参加資格要件に定めた資格を有することを証明する書類の写しを添付すること。 ・業務全体の実施体制が確認できる業務実施体制図を添付すること。

(5) 技術提案書類提出時の提出書類

1) 作成に当たっての留意事項

提出書類の作成にあたっては、発注者から特別な指示がない限り、次の事項に留意すること。

- 事業者を特定できるような表現や企業名は用いないこと。
- 各様式の合計枚数は10枚程度以内を目安とし、簡潔かつ明瞭に記述すること。提案本編以外に付属資料や図面等を巻末に添付する場合は、本文中に参照箇所を明示すること。
- A 4 版ファイル綴じとする。図面等で A 3 版を使用する場合は A 4 に折り込むこと。
- 使用する言語は日本語、単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるもの、通貨は日本円、時刻は日本標準時間とする。
- Microsoft Word 又は Excel 形式（Windows 版）により作成することを基本とする。ただし、提出書類に貼付する図表及び図面については、この限りでな

い。

- f) 原則として横書きで記載する。
- g) 使用する文字サイズは10.5ポイント以上とする。ただし、図面中及び図面中の文字サイズについては、この限りでない。
- h) 各様式中に掲げる指示を十分に踏まえること。

2) 提出書類

技術提案書提出は、以下に示す書類を提出すること。提出する部数は「技術提案書類提出届」については1部、「技術提案書」については10部（正本1部、副本9部）とする。

表 6－5 技術提案書提出時の提出書類

提出書類	様式	作成要領等
技術提案書類提出届	様式13	・必要事項を漏れなく記載し、必ず押印すること。
技術提案概要	様式14-1	・様式に記載している事項に従い、提案内容を記述すること。
業務実施コンセプト	様式14-2	・様式に記載している事項に従い、提案内容を記述すること。
業務全体の監理方法	様式14-3	・様式に記載している事項に従い、提案内容を記述すること。
各業務の要求事項に対する考え方及び具体的な業務実施計画	様式14-4	・様式に記載している事項に従い、提案内容を記述すること。
危機管理・安全対策	様式14-5	・様式に記載している事項に従い、提案内容を記述すること。
業務の改善及びコスト縮減等の工夫、効果的な手法等	様式14-6	・様式に記載している事項に従い、提案内容を記述すること。
地域貢献、社会貢献に関する提案	様式14-7	・様式に記載している事項に従い、提案内容を記述すること。
参考見積と積算根拠	—	・任意様式により、提案内容を記述すること。
企業提案書の電子データ	—	・上記企画提案書(様式13～14-8)を通して印刷ができるようにしたPDF形式の電子データ一式をCD-ROMに収納し、提出すること

(6) 参加辞退時の提出書類

プロポーザルへの参加を辞退する時は、以下に示す書類を1部提出すること。

表6-6 参加辞退時の提出書類

提出書類	様式	作成要領等
辞退届	様式15	・必要事項を漏れなく記載し、必ず押印すること。

(7) 諸手続を代理人に委任する場合の提出書類

諸手続を代理人に委任する場合は、以下に示す書類を1部提出すること。

表6-7 諸手続を代理人に委任する場合の提出書類

提出書類	様式	作成要領等
委任状	様式16	・書類提出等の手続きを代理人により行う場合は提出すること。 ・必要事項を漏れなく記載し、必ず押印すること。

7. 本業務に関する問合せ先

斜里町役場 産業部 水道課

担 当：瀬川

所在地：斜里郡斜里町本町12番地

電 話：0152-26-8385

FAX：0152-23-4190

e-mail：sh.suidozigyo@town.shari.hokkaido.jp

ホームページURL：<https://www.town.shari.hokkaido.jp/>